

三木町告示第165号

三木町農業者物価高騰対策継続支援金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年8月1日

三木町長 伊藤 良春

三木町要綱67号

三木町農業者物価高騰対策継続支援金交付要綱の一部を改正する要綱

三木町農業者物価高騰対策継続支援金交付要綱（令和7年三木町要綱第61号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「確定申告書」の次に「、地方税法（昭和25年法律第226号）第317条第2項の規定による令和6年中の住民税申告書」を加え、同条第2号ウ中「確定申告」を「確定申告等」に改める。

別表（第3条関係）中「

販売農家	25,000円	(1) 令和6年の農業収入額が記載された確定申告書の写し（税務署の受付が分かる書類を添付） (2) 振込口座の通帳又はキャッシュカードの写し
------	---------	---

」を「

販売農家	25,000円	(1) 令和6年の農業収入額が記載された確定申告書等の写し（税務署等の受付が分かる書類を添付） (2) 振込口座の通帳又はキャッシュカードの写し
------	---------	---

」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）三木町長

申請者 郵便番号 〒 ー
住 所
氏 名
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）
電話番号
生年月日 年 月 日
（法人にあっては、会社成立の年月日）

三木町農業者物価高騰対策継続支援金交付申請書

次のとおり支援金の交付を受けたいので、三木町農業者物価高騰対策継続支援金交付要綱第4条第1項の規定により申請します。

1 三木町農業者物価高騰対策継続支援金（以下「支援金」という。）の交付申請の額

円

2 支援対象者要件（該当する項目の全てにチェック☑を記入してください。）

☐	認定 農業者	☐	認定新規 就農者	☐	販売農家	☐	畜産農家
--------------------------	-----------	--------------------------	-------------	--------------------------	------	--------------------------	------

3 誓約及び同意事項

（チェック☑を記入してください。誓約及び同意をいただけない場合は、支援金を交付することはできません。）

☐	私は、令和7年7月1日時点において事業（営農、畜産経営）を継続しています。 私は、本申請書及び交付の申請に必要な書類の内容に虚偽や不正があった場合又は支援対象者の要件を満たしていないことが判明した場合は支援金の交付の申請を取り下げること、及び支援金の交付を受けた後に虚偽や不正が発覚した場合は支援金を返還することを誓約します。 私は、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で、同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）に該当しないことを誓約します。 私は、三木町が暴力団を利用することのないことを確認するため、警察機関へ照会すること及びその結果を三木町が受け取ることに同意します。 私は、三木町が支援金交付申請の内容を審査するため、居住の状況を確認すること、及び支援金の交付の申請に伴い三木町へ提出した個人情報に関係団体（香川県、三木町農業委員会、香川県農業協同組合、三木町内の森林組合、三木町地域農業再生協議会等）へ提供することに同意します。
--------------------------	--

4 添付資料（(1)は必須、(2)は販売農家に限る）

- (1) 振込口座の通帳又はキャッシュカードの写し
(2) 令和6年の確定所得申告書等の写し（税務署等の受付が分かる書類を添付）

5 支援金振込先口座（申請者本人の名義のものに限る。）

銀行・金庫		支店	普通
組合・農協		出張所	当座
支所			
口座 番号		口座名義 (カナ)	

支援金の交付決定の通知があった場合、その日を請求日として交付決定の支援金を請求します。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。